

平成21年3月10日

重度・ひとり親家庭等請求書の記載について

標記について、平成20年2月12日付事務連絡でも通知しましたとおり、マル長及び公費併用で重度・ひとり親家庭の支払いが発生しない場合であっても市町村が被保険者の窓口徴収額を把握するため請求書に金額を記載する取扱いとしておりますが、下記市町村では全ての記載について重度・ひとり親家庭の支払いが発生しない場合であっても請求書に記載するよう医療機関等に指導を行っています。

したがって、共電エラーチェックで下記市町村は請求金額と一部負担金が同額であってもエラーとならないよう設定しています。

今回新たに北広島市も同様の指導を行っていることが判明しましたので、紙面審査においても上記請求があった場合は返戻せず、請求どおりとするよう取扱いの変更をお願いします。

尚、上記取扱いについては下記市町村と協議済みであることを申し添えます。

室蘭市	平成20年2月処理から	
根室市	平成20年3月処理から	
函館市	平成20年4月処理から	
江別市	平成20年5月処理から	
小樽市	平成20年10月処理から	
登別市	平成20年10月処理から	
釧路市	平成20年11月処理から	
北広島市	<u>平成21年3月処理から</u>	<u>※新たに追加</u>